

## 認知症予防教室

健康ポイント対象事業

今月の教室は、「手作りパズルで脳もイキイキ第5弾」です。手先を使ってパズルをつくることで想像力や集中力を高めましょう。

## 【対象者】

村内在住で65歳以上の方

## 【日時】

5月20日(水) 14時～15時

## 【申込期間】

5月15日(金)まで

## 【定員】

30名程度

## 【参加費】

無料

## 【場所】

健康福祉センター1・2階  
会議室1・2

## 【申し込み・問い合わせ】

健康こども福祉課

明日香村地域包括支援センター

☎54-55550



## 健康ステーション活動

健康ポイント対象事業

今年度からは、健康相談事業と一体化して実施します。

専門職と目標を立て、継続的に運動を行い、生活習慣の改善や予防活動を実践しましょう。

立てた目標の達成で健康ポイントがたまります。

## 【日時】

5月27日(水) 9時45分～11時45分

## 【内容】

- ・運動目標の相談
- ・おでかけ健康法の紹介
- ・速歩トレーナー貸出・診断・返却
- ・健康チェック
- ・血圧測定、体組成測定(体脂肪や筋肉量など)

## 【場所】

役場1階

ミーティングルーム1

## 【利用料金】

無料

## 【問い合わせ】

健康こども福祉課

☎54-55550

## 世界禁煙デー

5月31日は世界禁煙デー、5月31日～6月6日は「禁煙週間」とされています。

今年度は、受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的としています。

## 【受動喫煙の影響】

たばこから立ち上る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールなどの有害物質が含まれています。受動喫煙も、肺がん・虚血性心疾患・脳卒中などの疾患に関連するといわれています。

## 【COPDにも注意】

COPDは、たばこなどに含まれる有害物質を長年吸い込むことで、徐々に呼吸機能が低下していく肺の病気です。主な原因はたばこであることから「肺の生活習慣病」ともいわれています。

この機会に、たばこに関する知識を深め、喫煙習慣や受動喫煙について見直してみませんか。



## 山火事防止へのご協力のお願い

奈良県広域消防組合では火災予防条例の一部が改正され、林野火災注意報・警報の運用およびたき火の届出が義務化が始まりました。

## 【林野火災注意報・警報の運用】

一定の気象条件に達した場合、「林野火災警報(義務)」や「林野火災注意報(努力義務)」が発令され、「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限されます。

## 【たき火の届出義務期間】

1月1日～5月31日

5月は林野火災多発期です。火災予防条例を遵守し、大切な自然と地域を守りましょう。

## 【問い合わせ】

高市消防署 予防課 予防係

☎52-44499



## 車座集会（明日香座）

村政への意見や提案をいただくため開催します。※事前申込不要

### 第1回

【日時】 5月30日（土）19時～

【場所】 役場交流ホール

### 【対象大字】

御園・檜前・檜前緑ヶ丘・檜前緑台・檜前いおり野・阿部山・大根田・栗原・上平田・中平田・下平田・南平田・越・真弓・地ノ窪

### 第2回

【日時】 7月4日（土）19時～

【場所】 役場交流ホール

### 【対象大字】

岡・島庄・上居・細川・上・尾曾・冬野・畑・入谷・栢森・稲淵・阪田・祝戸・橘・立部・野口・川原

### 第3回

【日時】 7月18日（土）19時～

【場所】 役場交流ホール

### 【対象大字】

飛鳥・豊浦・雷・小山・奥山・八釣・東山・小原

### 【問い合わせ】

総合政策課  
☎ 54-9018

## 優良運転者表彰

檀原警察署および（一財）奈良県交通安全協会檀原支部協会では、優良運転者を推薦し、選考のうえで表彰を行います。

### 【表彰を受けられる資格】

- ・檀原警察署管内に住所を有する運転免許保有者であること
- ・自動車および二輪車の運転を継続して行っていること

### 【表彰の種類・基準】

- ① ベスト・ドライバー顕彰  
上級顕彰を受けて1年以上、10年無事故・無違反 等
- ② 緑十字銅章
- ③ ①を受けている、5年無違反、10年無事故 等
- ④ 近畿交通栄誉章
- ⑤ ②を受けて5年以上、10年無違反、20年無事故 等

### 【申請受付期間】

5月7日（木）～22日（金）  
平日8時30分～16時  
（正午～13時を除く）

### 【申請・問い合わせ】

奈良県交通安全協会  
檀原支部協会（檀原警察署内）  
☎ 2310110

## 明日香応援券【第8弾】

物価高騰の影響を受けた村内事業者・村民への支援として、「明日香応援券【第8弾】」を対象世帯に送付しています。

### 【対象世帯】

令和8年2月27日現在で住民基本台帳に記載されている世帯（※世帯主宛てに送付）

【利用期間】 5月1日（金）～10月31日（土）

### 【配布額面】

一世帯あたり 20,000円  
（共通券：1,000円×15枚綴り、  
専用券：1,000円×5枚綴り）

### 【利用方法】

- ・村内の登録店舗で使用できます。（釣り銭は出ません。）
- ・裏面に世帯主の署名のうえ、ご利用ください。（同一世帯の方が利用できます。）

利用可能な店舗等、詳しくは、応援券に同封のチラシ・村HPをご確認ください。

【問い合わせ】 明日香産業課 ☎ 54-9020



▲村内全登録店舗で使用可能な「共通券」



▲コンビニエンスストア・大型スーパーマーケットを除く村内登録店舗で使用可能な「専用券」



▲村HP

## 固定資産税 課税明細書を ご確認ください

課税明細書（納税通知書に同封）  
で、土地の課税地目と課税家屋を  
ご確認ください。

※納税通知書は5月中旬発送予定

### ■土地

毎年1月1日現在の所有者に課  
税されます。告示された固定資産  
評価基準等に則って、地目別に評  
価します。（田・畑・宅地・鉱泉地・  
池沼・山林・牧場・原野・雑種地等）  
登記簿上の地目と現況の地目が  
一致しない場合には、登記簿上の  
地目に関わらず、利用状況により  
課税地目を決定して評価します。  
課税地目と異なる利用状況に変更  
した場合は申し出てください。

### ■家屋（建物）

毎年1月1日現在の所有者に課  
税されます。  
取り壊した場合は速やかに申し  
出てください。登記済家屋（家屋  
番号あり）の場合は、法務局で滅  
失登記を申請してください。

### 【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-22282

## 父母の離婚後の子の養育 に関する民法改正 （共同親権等）

父母が離婚した後も子どもの利  
益を確保することを目的として、  
民法等の一部改正法が4月1日か  
ら施行されました。

こどもを養育する父母の責務を  
明確化するとともに、親権（単独  
親権・共同親権）、養育費、親子交  
流などに関するルールが見直され  
ました。

### 【問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-22282

## 国民年金保険料の育児免除

自営業やフリーランスなど国民  
年金第1号被保険者の方も、子が  
1歳になるまでの一定期間、国民  
年金保険料の免除を受けられる制  
度へ拡大されます。



▲詳しくはこちら  
（法務省 HP）

### 【期間】

令和8年10月～

### 【免除額（令和8年度）】

月額17,920円

### 【対象】

国民年金第1号被保険者の子を  
養育する父母および養父母

### 【免除対象期間】

子が1歳になる誕生日の前月ま  
で

※免除期間も、将来の受取年金額  
は保険料を納付した場合と同様  
に反映されます。

### 【申請方法】

- ・スマートフォンで電子申請
- ・役場くらし窓口課
- ・郵送申請

### 【問い合わせ】

ねんきんダイヤル

☎0570-051165



▲日本年金機構  
特設ページ



▲マイナポータル  
（電子申請）



## 5月のし尿くみ取り

原則として月1回（一部2か月  
に1回）行っています。

### 【日時】

5月7日（木）・8日（金）  
午前中

※時間指定不可・くみ取りと集金  
は別日になります。

### 【問い合わせ】

新晃株式会社

☎22-5258

## マイナンバーカードの出張申請 （自宅訪問）サービス

「高齢の方や身体が不自由な方、  
子育て中の方など、来庁が難しい  
方に向けて、ご自宅への出張申請  
サービスを行っています。完成し  
たカードはご自宅に郵送します。」

### 【申し込み・問い合わせ】

くらし窓口課

☎54-22282



▲明日香村HP

## 土地の固定資産税に関する調査にご協力をお願いします

居住用の住宅を店舗や事業所、宿泊施設等として利用される場合、住宅用地の特例措置の軽減内容が変更されることがあり、土地の固定資産税が増額になる場合があります。

家屋の用途を変更した場合には、土地の所有者から申告をしていただく必要があります。

村では、6月頃から現状を把握するための調査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ●住宅用地の特例措置とは

- ・住宅用地（「専用住宅\*1」または「併用住宅\*2」の敷地）に対しては、面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準の特例措置が適用され、税額が減額されています。
- ・適用対象となる土地の面積は、家屋の延べ床面積の10倍を限度とします。
- ・課税標準額は、住宅用地の区分に応じた「特例率表」に示す特例率を土地の価格（評価額）に乗じて算定します。

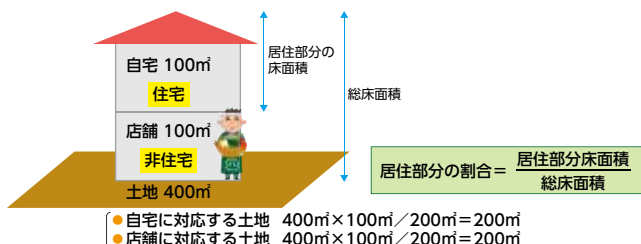
住宅用地の区分	特例率
小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの部分）	1/6
一般住宅用地（小規模住宅用地以外の部分）	1/3

### ●住宅用地の認定について

- ・住宅用地として認められる面積は、下記「住宅用地率表」の居住部分の割合に応じた住宅用地率を土地の面積に乗じて得た面積です。

\*1 専用住宅…専ら居住用として利用する住宅（共同住宅を含む）  
\*2 併用住宅…一部を居住用として利用する住宅（共同住宅を含む）

住宅の種類	居住部分の割合	住宅用地の率	
専用住宅		全部	1.0
併用住宅	下記以外	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0
	地上階数5階以上の耐火建築物である併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0	



●一筆の土地に複数家屋が混在している場合敷地の明確な区分が困難なときは、土地面積を利用状況に応じて按分し、土地を認定します。

【問い合わせ】 ぐらし窓口課 ☎ 54-2282

## 消費生活相談

### 《事例》

**貴金属の買取が目的！**

**強引な訪問購入に注意**

年配の女性から「どんなものでも買い取る」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買取を了承した。

しかし訪問にきたのは若い男性で、突然「貴金属はないか」と強く言われ、用意していた洋服は車に放り込まれた。

怖くなり、金歯やネックレスなどを渡してしまった。その間に、買取書のチェック欄に勝手に記入や印鑑で捺印までされていた。

男性は買取代として約2万5千円を置いて帰った。(70歳代)

### 《アドバイス》

● 購入業者による突然の訪問・勧誘は禁止されています。このような禁止行為を行う業者を家に入れないようにしましょう。

● 前もって訪問を約束した場合

でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求められません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、きっぱり断りましょう。

● 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。

● 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。

### 【問い合わせ】

明日香村消費生活相談窓口  
☎541-2282

※くらし窓口課直通です。相談の方は「消費生活相談」希望をお伝えください。

### 【相談日時】

水曜日(祝日除く) 13時～16時

### 【場所】

役場 相談室中

※お急ぎの方はホットラインへ  
(奈良県消費生活センター等)

☎1888

## 奈良県立万葉文化館からのお知らせ

### 〈展覧会〉

#### ■ 連携企画展

「たばにしあれば 奈良県立万葉文化館・奈良県立美術館コレクションから」

### 【会期】

5月16日(土)～7月12日(日)

「旅」をテーマに、古代における公的な義務であった旅が、中世以降、参詣や文芸、絵画などの創作を通じた個人的な営みへと変化していく過程をたどる展覧会です。

### 【観覧料】

一般600円、高校・大学生500円、小・中学生300円

※国内の高校生および18歳未満は無料。その他割引等、詳しくは当館HPをご覧ください。

### 〈関連イベント〉

#### ● オープニングギャラリートーク

(申込不要・要観覧券)

5月16日(土) 14時～

### 【会場】

日本画展示室

### 【講師】

平出実乃里(当館学芸員)  
三浦敬任(奈良県立美術館学芸員)

### 〈講座〉

#### ■ 万葉集をよむ (無料)

「雑歌2」巻9・

1682～1694番歌

### 【日時】

5月20日(水) 14時～15時30分

### 【講師】

中本 和(当館主任研究員)

### 【定員】

150名(予定)

会場参加 申込不要  
アーカイブ配信 申込不要  
(翌日から一週間視聴可)

### 〈イベント〉

「にぎわいフェスタ万葉 春」

4月25日(土)～6月7日(日)

「富本銭をつくるつ」 「おはなしの森」 など子どもから大人まで楽しめるイベントが盛りだくさん！ キッチンカーもやってくるよ！  
詳しくはHPをご覧ください。

### 【問い合わせ】

奈良県立万葉文化館

☎541-1850

### 【休館日】

月曜日(祝日の場合は翌平日)

### 【開館時間】

10時～17時30分(最終入館17時)



▲万葉文化館HP

## 買い物をお手伝いします

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

### 【対象者】

70歳以上または障がい者の方

### 【内容】

- ・あすかデマンド乗合交通の予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬補助
- ・その他、相談により対応

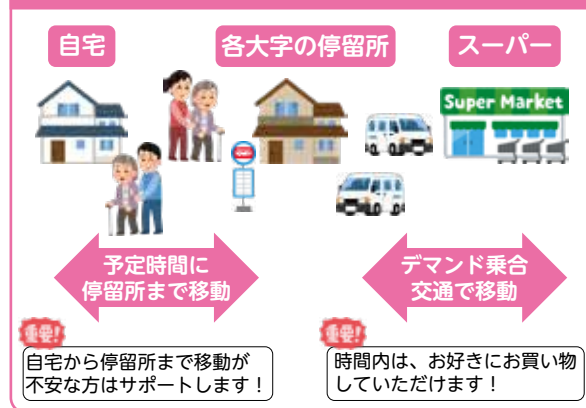
### 【行き先・日程】

- スーパーエバグリーン飛鳥店
- ・5月7日(木)・14日(木)・28日(木)
- ・6月11日(木)・18日(木)

## てんいち先生



## 買い物支援事業のイメージ



### ●キリン堂高取店

・6月25日(木)

※いずれも13時30分～15時30分

※買い物時間は1時間程度

【利用料】 500円

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉協議会

☎5412740

## 竹林を整備しませんか

村では、美しい景観や自然環境を守るため、竹林の伐採・処分にかかる費用の一部を補助する制度を実施しています。竹林整備をお考えの方は、この機会にぜひご利用ください。

### 【対象竹林】

- ・村内の管理がされていない荒廃竹林
- ・森林内に侵入した竹等

### 【補助対象者】

- ・以下のいずれかに該当する方
  - ・対象竹林を所有している方(共有の場合は全員の同意が必要)
  - ・対象竹林の法定相続人の方(複数の場合は全員の同意が必要)
  - ・土地所有者から同意を得た方
- ※以下の方は対象外です。
- ・村税を滞納している方
  - ・本事業と同様の補助金を国・県から受けている方

### 【補助額】

伐採・撤去・運搬・処分等にかかった費用の9割

※補助上限額あり

### 【補助の条件(一部抜粋)】

- ・対象面積は100㎡以上
  - ・伐採した竹や雑木は、必ず「現地堆積」「場外搬出」「破碎処理」のいずれかで処分
  - ・整備後も適切な管理継続(除草や再発生竹の伐採等)等
- ※過去に同様の補助金で整備した土地は対象外です。

### 【申請の流れ】

整備着手前に、必ず申請書を総合政策課に提出し、交付決定を受けてから作業を実施。

※交付決定前の整備は補助対象外です。ご注意ください。

### 【申込期限】

9月30日(水)まで

※予算上限に達した時点で受付終了

### 【問い合わせ】

総合政策課  
☎5419018

※詳しくは村HPをご確認ください。

